

「江戸時代をつくった徳川家康の相続対策」 —日本の相続制度の変遷とともに考える—

- 1、 日本の相続制度の変遷 古代～江戸時代
- 2、 江戸時代の礎を築いた徳川家康の相続対策
- 3、 徳川家康を参考にした現代版相続対策

司法書士 日永田 一憲 (ひえだ かずのり)

かもめ総合司法書士事務所 代表

<https://www.kamomesouzoku.com/>

1969年 千葉県市川市生れ

2007年 司法書士試験合格

2009年 江東区門前仲町で開業

2018年 鎌倉市由比ガ浜へ移転

1、 日本の相続制度の変遷 古代～江戸時代

古代豪族、朝廷貴族、在地地主、武士

【弥生時代】

相続の対象 火(火を扱う特権)の相続

特徴 火継の行事

指定方法 不明

【上代】

相続の対象 氏神の祭祀(祭祀承継者)

特徴 権力の象徴(鏡・剣・玉)

指定方法 氏族の長、卜定(ぼくじょう)

【奈良時代】

相続の対象 氏族の祭祀(祭祀承継者)

特徴 位階の相続、財産の相続とは別

指定方法 氏族の長

【平安時代】

相続の対象 氏族の長の地位、家の相続

特徴 財産の相続については分割相続

生前の処分が主流

指定方法 氏族の長

【鎌倉時代】

相続の対象 家督(血族団体の軍事統率権)

特徴 惣領制(内部では分割相続)

分割相続による分家

生前の処分が主流(讓状)

裁判制度(遺跡相論)

指定方法 家督の長、幕府の関与

【室町～戦国時代】

相続の対象 家督(血族団体の軍事統率権)

特徴 嫡子単独相続制の確立

私有地と拝領地(軍事的勤務の対価)は別

指定方法 家督の長、主君の関与、争い

【江戸時代】

相続の対象 家督(封禄の相続)

特徴 封建制の確立、臣従義務の相続

嫡子単独相続

領有統治権(租税徴収権)

指定方法 主君の許可(更新)

2、 江戸時代の礎を築いた徳川家康の相続対策

260年間の平和な時代は、相続対策から

◆略歴

- 1542年 1歳 三河国で誕生
- 1547年 6歳 織田家の人質
- 1549年 8歳 今川家の人質
- 1555年 14歳 元服
- 1560年 19歳 桶狭間の戦い
- 1562年 21歳 織田信長と同盟
- 1582年 41歳 本能寺の変
- 1586年 45歳 豊臣秀吉に臣従
- 1590年 49歳 小田原征伐
- 1598年 57歳 豊臣秀吉死去
- 1600年 59歳 関ヶ原の戦い
- 1603年 62歳 征夷大將軍
- 1615年 74歳 大阪冬の陣
- 1616年 75歳 死去

◆日本史上最大の資産家

直轄領400万石

徳川家全体では800万石(日本の25%)

石高=兵力

圧倒的な軍事力

土地の他に、金山銀山の経営、貨幣鑄造

参考:

織田信長(家臣も含め)最大400万石

豊臣秀吉直轄領220万石

◆効率の良い財の築き方

<桶狭間の戦い>

今川家から独立、三河を平定、織田家と同盟

<本能寺の変>

織田家の支配地(旧武田領)へ侵攻、北条氏と同盟

<小田原征伐>

旧北条領250万石を得る

<関ヶ原の戦い>

豊臣家の内部分裂、西軍から600万石を没収

300万石以上を徳川家へ加増

主要な金山、銀山、貿易港を獲得

◆仮想敵の弱体化

朝廷、寺社

豊臣家、毛利家、上杉家

有力外様大名を遠国へ転封

福島家、加藤家、細川家

家臣の領地は少なく、政治的権力を与える

譜代大名最大で井伊家30万石、他は15万石以下

◆相続制度の整備

相続順位(長幼の序)の確立

長男絶対の原則

相続人不存在への対策

尾張藩、紀州藩、水戸藩を徳川御三家

◆教育・儒学の奨励

身分、秩序、礼節を重んじる教育

武士の官僚化

3、 徳川家康を参考にした現代版相続対策

低成長、少子化の現代、親の財産を有効に活かす

モデルケース

男性 80歳

自宅不動産 3000万円

預貯金有価証券等 5000万円

推定相続人

妻 75歳

預貯金有価証券等 2000万円

長男 50歳 会社員

長女 45歳 主婦

相続対策の目的

1. 円満な相続
2. 次世代への承継
3. 税金対策

【遺言書】

- 不動産承継
- 配偶者居住権

【生前贈与】

- 不動産購入援助
- 暦年贈与

【その他】

- 小規模宅地
- 生命保険
- 家族信託